

### 監 察 員 記 録 用 紙 B

競技会名		日時	月	日	時	分
種 目	男 ・ 女	予 選 ・ 準 決 勝 ( 組 ) ・ 決 勝				
規則違反者 / 途中棄権 <small>※どちらかに○</small>	レーンNo.	ピブスNo.	(リレー：第 走者 → 第 走者)			
			[            ] 周目 [            ] m [            ] 歩 [            ] 台目			

※ レーンNo.やピブスNo.のほかに、ユニフォームの色も記録しておくことよ。 (リレーでは特に見間違ふことがある)  
 ※ 以下に当てはまる項目がない場合は、裏面を参照のこと。

チェック	規 則 違 反 内 容	規 則
共 通	不正スタート	§ 162-7
	レーン走行のレースで、割当てられたレーン以外を走った [ 直走路 / 曲走路 ]	§ 163-3(a)
	レーン走行しないレースで、曲走路区間の縁石・ラインの上やその内側を踏んだ、走った	§ 163-3(b)
	ブレイクライン手前でレーンを離れ内側レーンに入った	§ 163-5
	他の競技者を妨害した (詳細は所見欄に記入)	§ 163-2
		§
ハ ー ド ル ・ 障 害 物	割当てられたレーン以外を走った	§ 168-6
	すべてのハードルを越えなかった	§ 168-6
	足または脚がハードルをはみ出てバーの高さより低い位置を通った	§ 168-6(a)
	手や体、振り上げ脚の上側で、ハードルを [ 倒した / 移動させた ]	§ 168-6(b)
	自分または他のレーンのハードルを [ 倒して / 移動させて ] 他の競技に影響を与えたり妨害した	§ 168-6(c)
	全ての障害物と水濠を越えていない	§ 169-2.7
	足または脚が障害物をはみ出して障害物の高さより低い位置を通った	§ 169-7(b)
		§
リ レ ー 種 目	バトンパスがテイク・オーバーゾーン内で完了しなかった (オーバーゾーン)	§ 170-7
	テイク・オーバーゾーンの外からスタートした	§ 170-19
	ブレイクライン手前でレーンを離れ内側レーンに入った	§ 170-17
	バトンを渡し終えた競技者が他のチームを妨害した	§ 170-8
	コーナートップの順に並んだあと 入れ替わった	§ 170-20
	コーナートップの順に並んだ次走者が、内側に移動する際に他の走者を妨害したり 押しのけたりした	§ 170-21
	バトンパスの [ 完了前に後走者 / 完了後に前走者 ] が落としたバトンを拾った	§ 170-6(c)
	バトンを拾い上げた後、落とした地点に戻らずにレースを再開した	§ 170-6(c)

監 察 員 所 見 [ 妨害あり / 妨害なし ] ※状況を詳細に記入すること

報告者氏名		記入者自署	
-------	--	-------	--

**※以下、審判長記入欄**

その他の判定資料 [ ビデオ映像 (ビデオNo.を明記)、SIS など ] ・上記以外の判定の根拠となる規則No. など

裁定 ・ 結果	ピブスNo.	<b>失 格</b> <small>(DQ)</small>	失格としない	救 済	途中棄権
---------------	--------	-----------------------------------	--------	-----	------

<b>審判長自署</b>	
--------------	--

※ おもて面および以下に当てはまる事例がない場合は、所見欄に詳細を記入のこと。

(おもて面以外の) 違反事例		条文No.	
共通	競技者にあるまじき行為、下品な行為などがあった	§ 125-5	
	スタート時に、不適切行為があった	§ 162-5	
	他者に押されたり、妨害されたりして自分のレーンの外、縁石・ライン上や内側に入った。 直走路・障害物競走の水濠へ向かう迂回路の直線区間で、自分のレーン外をまたは、曲走路で自分のレーンの外側を踏んだり走ったりした。 →実質的な利益にならず、妨害をしていなければ、失格としない	§ 163-4	
	競技者がトラックから勝手に離脱した	§ 163-6	
	リレー以外で走路上や走路脇にマークをつけた、またはマークの代わりに物を置いたので、指導したが取り除かなかったので、審判員が取り除いた。	§ 163-7	
	助	同一レースに参加していない者によってペースを得た。周回遅れか、周回遅れになりそうな競技者がペースメーカーとして競技をした。	§144-3(a)
	力	転倒後、他の競技者から立ち上がることを手助けしてもらおう以外に、前に進むための手助けを得た	§ 144-3(f)
		審判長の承諾なしに、競技区域内で途中時間を知らされた	§ 163-14
	主催者が設置した供給所以外で飲食物や水を受け取った。 他の競技者に飲食物・水の受け渡しを繰り返した。	§163-15(d) §230-10	
ハ 障 害 物 ル ・	水濠に着地しなかった	§ 169-7(a)	
リ レ ー	許可されている以外のマーカーを剥がすよう指導したが、従わなかったので審判員が剥がした	§ 170-4	
	バトンを手でもち運ばなかった	§ 170-6(a)	
	バトンを受け取りやすくする目的で手袋をはめたり、何かを手に付けたりした	§ 170-6(b)	
	バトンを落とした際、または落としたバトンを拾う際、他のチームを妨害した	§170-6(c)	
	他のチームのバトンを使った、拾い上げた	§ 170-9	
	落としたバトンを他のチームが拾い上げた際、落としたチームが有利になった	§ 170-9	